

恵庭市入札等に係る苦情処理手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、市が発注する工事並びに工事に係る設計、監理、地質調査及び測量業務（以下「工事等」という。）の入札及び契約手続（以下「入札等」という。）に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領による苦情の処理の対象とする工事等は、予定価格が250万円以上のものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札（恵庭市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成19年10月1日実施。以下「事後審査型要綱」という。）に規定する事後審査型条件付一般競争入札をいう。）（恵庭市建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）試行要綱（平成29年4月1日実施）第1条に規定する入札方式を含む。以下同じ。）により実施する工事等
- (2) 公募型指名競争入札（恵庭市公募型指名競争入札実施要綱（平成13年7月1日実施。以下「公募型要綱」という。）第1条に規定する入札方式をいう。以下同じ。）により実施する工事等
- (3) 指名競争入札（法第234条に規定する指名競争入札をいう。）（公募型指名競争入札を除く。以下同じ。）により実施する工事等
- (4) 随意契約（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条に規定する随意契約をいう。以下同じ。）により実施する工事等

(苦情の申立窓口)

第3条 この要領による苦情の申立ては、総務部財務室契約課において処理する。

(入札等の執行)

第4条 苦情及び再苦情の申立ては、原則として入札等の執行を妨げない。

(苦情の申立てができる者等)

第5条 苦情の申立てができる者は、次の各号に掲げる入札等の区分に応じ、当該各号に

定める者とする。ただし、同一の工事等に係る苦情の申立ては、一回に限るものとする。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札 事後審査型要綱第6条第1項の入札参加申請書類を提出した者のうち、同要綱第9条第4項の競争入札参加資格審査結果通知書により当該入札参加資格を有していないことの通知を受け、同要綱第10条第1項の規定によりその理由を求め、同条第2項の入札参加資格審査結果に係る理由説明書（以下「理由説明書」という。）を受け、当該理由に対して不服があるもの
- (2) 公募型指名競争入札 公募型要綱第6条第1項に規定する申請書等を提出した者のうち、指名を受けなかったことに対し、同要綱第8条第1項の規定によりその理由を求め、同条第2項の非指名理由説明書（以下「非指名理由説明書」という。）を受け、当該理由に対して不服があるもの
- (3) 指名競争入札 恵庭市競争入札参加資格関係事務処理要綱（平成7年4月1日実施）第5条第3項の競争入札参加資格者名簿において、当該入札と同一の業種に登録がある資格者（同要綱第5条第2項に規定する資格者をいう。）のうち、当該入札において指名を受けなかったことに対して不服があるもの
- (4) 随意契約 当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者

（苦情の申立て）

第6条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる入札等の区分に応じ、当該各号に定める期間内に苦情申立書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。

- (1) 事後審査型条件付一般競争入札 理由説明書を受理した日の翌日から起算して7日（恵庭市の休日を守る条例（平成3年条例第10号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）
- (2) 公募型指名競争入札 非指名理由説明書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）
- (3) 指名競争入札 当該契約の属する年度内において、当該入札に指名をされなかったことを知った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）
- (4) 随意契約 当該契約の属する年度内において、当該契約の相手方として選定されな

かったことを知った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）

（苦情の申立てに対する回答）

第7条 市長は、苦情の申立てがあった場合は、前条の苦情申立書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に当該申立てを行った者（以下「申立者」という。）に対して、苦情申立回答書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ場合その他合理的な理由がある場合は、回答期限延長通知書（様式第3号）により通知し、回答期限を延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第8条 市長は、第5条及び第6条に規定する苦情の申立てに必要な条件を欠くと認められるときは、第6条の苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、前条の規定による通知に代えて苦情申立却下通知書（様式第4号）により当該申立てを却下する旨を通知するものとする。

（苦情処理結果の公表）

第9条 市長は、第7条本文及び前条の規定により申立者に通知を行ったときは、第6条の規定により提出された苦情申立書の写し及び第7条の規定により通知した苦情申立回答書の写し又は前条の規定により通知した苦情申立却下通知書の写しを公表するものとする。

2 前項の規定により公表する期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

（再苦情の申立て）

第10条 第7条の苦情申立回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服があるもの（以下「再申立者」という。）は、市長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。ただし、同一の工事等に係る再苦情の申立ては、一回に限るものとする。

2 再苦情の申立ては、第7条の苦情申立回答書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立書（様式第5号）により行わなければならない。

（入札制度監視委員会に対する諮問）

第11条 市長は、前条の再苦情の申立てがあった場合は、当該申立てについて再苦情申

立てに係る意見調書（様式第6号）により恵庭市入札制度監視委員会設置要綱（平成15年4月28日実施）に規定する恵庭市入札制度監視委員会（以下「委員会」という。）に再苦情申立てに係る意見書（様式第7号）を求めるものとする。

（再苦情の申立てに対する回答）

第12条 市長は、委員会から前条の再苦情申立てに係る意見書を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に再苦情申立回答書（様式第8号）により再申立者に対し通知するものとする。ただし、苦情の件数が多数に及ぶ場合その他合理的な理由がある場合は、第7条の回答期限延長通知書により通知し、回答期限を延長できるものとする。

（再苦情の申立ての却下）

第13条 市長は、第10条に規定する再苦情の申立てに必要な条件を欠くと認められるときは、第10条の再苦情申立書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、前条の規定による通知に代えて再苦情申立却下通知書（様式第9号）により当該申立てを却下する旨を通知するものとする。

（再苦情処理結果の公表）

第14条 市長は、第12条本文及び前条の規定により再申立者に通知を行ったときは、第10条の規定により提出された再苦情申立書の写し及び第12条の規定により通知した再苦情申立回答書の写し又は前条の規定により通知した再苦情申立却下通知書の写しを公表するものとする。

2 前項の規定により公表する期間は、公表した日の翌日から起算して1年を経過する日までとする。

（委任）

第15条 この要領に定めるもののほか、工事等の入札等に係る苦情の処理に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。